

帯広市立学校における 教職員の働き方改革推進プラン

平成30年5月
(令和元年11月改定)

帯広市教育委員会

1. 推進プランの作成の経緯

本市においては、平成29年8月に、帯広市校長会、帯広市教頭会、帯広市中学校体育連盟、帯広市教育委員会（以下「市教委」という。）で構成する「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」で決定した教職員の勤務状況の改善等に向けた取組を推進しておりますが、国や北海道教育委員会（以下「道教委」という。）の動向を踏まえ、適宜、取組の見直しについて協議することとしていました。

国や道教委においては、平成29年12月に文部科学省（以下「文科省」という。）が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表したほか、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、道教委が「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成するなど、教職員の働き方改革に向けた取組を推進しているところです。

こうした国や道教委の動向を踏まえ、本市における取組の見直しについて、「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」で協議し、本推進プランを作成しました。

2. 推進プラン作成後の働き方改革に関する動向

- ・平成31年1月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」（中央教育審議会）
- ・平成31年1月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文科省）
- ・平成31年1月 「北海道の部活動の在り方に関する方針」（道教委）
- ・平成31年3月 「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」改定（道教委）
- ・平成31年3月 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（文科省）
- ・令和 元年7月 「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」改定（道教委）
- ・令和 元年9月 「帯広市立学校の部活動に係る方針」（市教委）

3. 推進プランの性格

本推進プランは、帯広市立小・中学校並びに帯広南商業高等学校における働き方改革を推進するため、市教委及び各学校が積極的に取り組んでいく項目を取りまとめたものです。教職員の働き方改革は、学校教育に関する制度的な在り方が大きく影響することから、国や道教委の取組と連携しながら、本市における取組を推進していきます。

また、文科省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、本推進プランを帯広市立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針としても位置付けるものとします。

4. 帯広市立学校の教員の勤務時間の上限の考え方

文科省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を参考に、帯広市立学校の教員の勤務時間の上限の目安時間を次のとおり定めます。

ここで定める上限の目安時間については、教員に目安時間までの勤務を推奨するものではなく、市教委及び各学校は、教員の勤務時間が上限の目安時間を超えないよう、本推進プランの取組を推進していきます。

(1) 対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条に規定する教育職員を対象とします。

(2) 勤務時間の考え方

教員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とします。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとします。

これらを総称して「在校等時間」とします。

(3) 上限の目安時間

① 1か月の在校等時間の総時間から市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例で準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「道条例」という。）で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

② 1年間の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(4) 特例的な扱い

① 上記(3)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざる得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

② また、1か月の在校等時間の総時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から道条例で定める各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

5. 推進プランの目標及び目指す指標

(1) 目標

令和2年度末までに取り組む目標を次のとおり設定します。

教員の在校等時間から道条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間を
1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 上記目標の詳細は、「4. 帯広市立学校の教員の勤務時間の上限の考え方」による。

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合には、「4. (4) の特例的な扱い」による。

(2) 指標

令和2年度末までに目指す指標を次のとおり設定します。

① 部活動休養日を完全に実施している部活動の割合	・・・	100%
② 変形労働時間制を活用している学校の割合	・・・	100%
③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合	・・・	100%
④ 学校閉庁日を年9日実施している学校の割合	・・・	100%

6. 取組にあたっての考え方

- (1) これまで実施してきた取組の更なる徹底
- (2) 学校全体の業務改善の取組の推進
- (3) 個々の教職員の時間外勤務縮減に関する意識啓発
- (4) 教職員のメンタル面を含めた健康への配慮
- (5) 児童生徒に対する教育面の波及効果への配慮

7. 具体的な取組

(1) 教職員の勤務管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進

- ① 時間外勤務が多い教職員の業務の進捗を把握し、改善・見直しや、仕事の進め方、健康管理等に対する指導・助言・面談を継続して行う。
- ② 月2回以上の定時退勤日や年2回以上の時間外勤務縮減強調週間の設定を徹底する。
- ③ 休憩時間に業務を行わせる必要がある場合には、別の時間帯に休憩時間を確保する。
- ④ 週休日等の振替や変形労働時間制などの制度を積極的に活用する。
- ⑤ 学校の実態に合わせた業務改善（業務の平準化、見直し等）を推進する。
- ⑥ 夏季休業期間中の特定の3日間と年末年始の休日を学校閉庁日として設定する。
- ⑦ 学校の「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する項目を設定する。
- ⑧ 管理職の人事評価（業績評価）に働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。

(2) 部活動指導に係る負担軽減

市教委及び学校は、「帯広市立学校に係る部活動の方針」に定める取組を推進する。

【部活動休養日及び活動時間の原則】

- ① 週2日以上（平日1日以上及び土・日曜日・祝日（以下「週末等」という。）1日以上）の部活動休養日を設定する。
週末等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ② 学校閉庁日は、その期間を部活動休養日として設定する。
 - ③ 定期テストや主要な学校行事前に3日間以上の部活動休養日を設定する。
 - ④ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末等を含む。）は3時間程度とする。
- ※ 部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「帯広市立学校に係る部活動の方針」による。

(3) 市教委による学校の取組への支援

- ① 専門スタッフ等の配置による支援及び道教委の事業等を活用した加配教員やスクール・サポート・スタッフ等の配置の充実に努める。
- ② 校務支援システムの導入を検討する。
- ③ 勤務時間をより客観的に把握し、集計するシステムの導入を検討する。
- ④ ICTを活用して提供する教材等の充実に図る。
- ⑤ コミュニティ・スクールの導入を推進する。
- ⑥ 市教委からの調査等の実態を把握し、精選、見直しを継続して行う。
- ⑦ 市教委や関係団体等からの家庭向け配布物や出展依頼に係る負担軽減に努める。
- ⑧ 学校における労働安全衛生の取組を支援する。
- ⑨ 管理職を対象としたマネジメント研修を実施する。
- ⑩ 学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解促進を図る。
- ⑪ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や道教委に対する要望を継続して行う。

8. 具体的な取組の進め方

市教委及び各学校は、地域や学校の状況に応じた取組を進めていきます。また、必要に応じて、「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」での協議や校長会などの関係団体と連携しながら取組を進めていきます。

9. 取組のフォローアップ及び検証について

定期的に取り組の実施状況について調査を実施するなど、市教委によるフォローアップを行います。

また、市教委独自で実施する時間外勤務状況調査結果や道教委の調査結果などを活用し、取

組の検証を行います。

10. 本推進プランの見直しについて

取組の検証結果や国及び道教委の動向を踏まえ、適宜、「教職員の勤務の在り方に関する検討会議」において協議し、必要に応じて本推進プランの見直しを行います。